

B C P 策定サポート保証制度要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1. 目的</p> <p>本制度は、事業継続計画（以下、「BCP」という。）の策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取り組むために必要な資金等の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に資することを目的とする。</p>	<p>1. 目的</p> <p>本制度は、事業継続計画（以下、「BCP」という。）の策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取り組むために必要な資金の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に資することを目的とする。</p>
<p>9. 対象資金</p> <p>資金用途とする事業資金（運転・設備資金の併用可）は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、借換資金は対象外とするが、借換対象が本制度によるものみの場合、同一金融機関における借換資金は対象とする。</u></p> <p>(1) B C P の策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等</p> <p>(2) 策定または見直しを行った B C P に基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金等</p> <p><u>(3) B C P の策定後における事業資金</u></p>	<p>9. 対象資金</p> <p>資金用途とする事業資金（運転・設備資金の併用可）は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、借換資金は対象外とする。</u></p> <p>(1) B C P の策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等</p> <p>(2) 策定または見直しを行った B C P に基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金</p>

<p>14. 添付書類</p> <p>信用保証協会所定の保証申込書類の他、<u>BCP策定サポート保証制度申込書</u>と次の書類を添付する。</p> <p>(1) BCPの策定または見直しを行う場合</p> <p>① 策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等</p> <p>② 見直しを行う場合については、現行のBCP</p> <p>(2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合</p> <p>① 策定または見直したBCP</p> <p>② 必要とする設備等の見積書等</p> <p>(3) <u>BCPの策定後における事業資金</u> <u>現行のBCP</u></p>	<p>14. 添付書類</p> <p>信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類を添付する。</p> <p>(1) BCPの策定または見直しを行う場合</p> <p>① 策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等</p> <p>② 見直しを行う場合については、現行のBCP</p> <p>(2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合</p> <p>① 策定または見直したBCP</p> <p>② 必要とする設備等の見積書等</p>
<p>16. 取扱期間</p> <p><u>平成30年10月12日</u>保証申込受付分から<u>令和3年3月31日</u>保証承諾分までとする。</p>	<p>16. 取扱期間</p> <p><u>2018年10月12日</u>保証申込受付分から<u>2020年3月31日</u>保証承諾分までとする。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、<u>令和元年11月1日</u>から施行する。</p> <p>[制定：<u>平成30年10月12日</u>]</p> <p>[改正：<u>令和元年9月27日</u>]</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、<u>2018年10月12日</u>から施行する。</p> <p>[制定：<u>2018年10月12日</u>]</p>